

働き方改革と最低賃金引き上げ 時にも活用できる 助成金セミナー&相談会

～業務改善助成金活用のポイント～

青森働き方改革推進支援センターと青森県よろず支援拠点では、令和5年10月より改正・施行される予定の、最低賃金に関するセミナーを緊急開催することとしました。セミナーでは今回の最低賃金の改正内容と、働き方改革のポイントや賃金の引き上げを行った場合に活用できる助成制度について詳しく説明します。
また、セミナー後、相談会も開催いたします。

- | | |
|---------|--|
| 1. 開催日 | 令和5年9月6日(水) 13:30～14:40 |
| 2. 開催場所 | 青森県立図書館 4階 研修室
(青森市荒川字藤戸119-7) |
| 3. 対象者 | 県内に事業所がある中小企業・小規模事業者、金融機関、商工団体等 |
| 4. 参加定員 | 40名程度 ※定員に達し次第締め切らせていただきます |
| 5. 申込期限 | 令和5年9月4日(月)
※裏面の申込書をMail又はFAX等により問合せ先までお送りください。 |
| 6. 内容 | |



上の二次元コード(セミナーHP)
からもお申込みいただけます！

1. 講演(50分) ※講演終了後、質疑応答の時間を設けています

最低賃金引き上げに伴う働き方改革の推進と 業務改善助成金のポイントについて

～令和5年10月改正の最低賃金に対応するための準備はできていますか？～

講師：山下社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 山下 繁幸 氏

2. 施策紹介(20分)

青森働き方改革推進支援センター、青森県よろず支援拠点、21あおり産業総合支援センターの
支援施策や補助金等を紹介します

3. 個別相談会(事前申込制)

ご存じですか！？

最低賃金が898円に引き上げするよう答
申されました！(引き上げ幅 45円)

ご存じですか！？

業務改善助成金は最大600万円！賃金
引き上げと設備投資等が助成要件です！

7. 問合せ先

※本セミナーは中小企業庁の委託事業として開催します

- 青森働き方改革推進支援センター(青森県社会保険労務士会)(担当:小沢)
青森市本町5-5-6 青森県社会保険労務士会館 URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/point.html>
TEL:0800-800-1830 FAX:017-718-8846 e-mail:hatarakikata@sr-aomori.info
- 青森県よろず支援拠点((公財)21あおり産業総合支援センター)(担当:加藤、階上)
青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階 URL <https://www.21aomori.or.jp/yorozu/>
TEL:017-721-3787 FAX:017-721-2514 e-mail:aomori_yorozu2606@21aomori.or.jp



公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 青森県よろず支援拠点事務局 行き

※ファクシミリの送り状は不要です。本状をそのまま送信してください。申込期限：令和5年9月4日（月）

（メール：aomori_yorozu2606@21aomori.or.jp 又は FAX:017-721-2514 ）

青森働き方改革推進支援センター×青森県よろず支援拠点

「働き方改革と最低賃金引き上げ時にも活用できる助成金セミナー&相談会」 申込書

企業名・ 事業者名			
TEL		FAX	
E-Mail 連絡担当者			
参加者	役職名		お名前
	役職名		お名前
	役職名		お名前
	役職名		お名前
個別相談申込	希望する ・ 希望しない ※該当項目を○で囲んでください		
（相談内容を記入してください）			